

(お知らせ)



平成29年2月7日
京都市環境政策局

〔担当：循環型社会推進部ごみ減量推進課〕
電話 213-4930〕

バイオマスポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を活用した 京都市家庭ごみ有料指定袋の試行実施について

この度、地球温暖化対策に関する人類史上初の国際的な約束である「京都議定書」が誕生して20周年の節目を迎えるに当たり、温室効果ガスの削減及び市民の皆様の環境意識の向上に向け、家庭ごみ有料指定袋の原料の一部（10%）に、バイオマス*から生成されるバイオマスポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を使用する取組を試行実施しますのでお知らせします。

なお、家庭ごみ有料指定袋でのバイオマスポリエチレンの活用は、政令指定都市で初めての取組となります。

※バイオマス：生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。燃やすと二酸化炭素が排出されるが、樹木が成長する際に光合成によって大気中から吸収した二酸化炭素が大気中に排出されるものであり、差し引きゼロ（カーボン・ニュートラル）とみなすことができる。

1 試行実施の概要

(1) 実施開始日

平成29年6月～

（2月中に実施予定の競争入札で発注（5月末納品））

(2) 種類・数量等

ア 有料指定袋の種類及び数量

・燃やすごみ20L 150万枚（約1箇月分）

・資源ごみ20L 75万枚（約1箇月分）

イ バイオマスポリエチレンの混合率

10%

なお、有料指定袋に、環境に配慮した製品であることを表記します。

(3) 販売

協力が得られた指定袋取扱店で当該有料指定袋を販売し、取扱店から市民の皆様のお声等について聞き取り調査を行います。

(4) 試行実施によるCO₂排出量の削減効果（試算）

約20t

2 今後の予定

今回の試行実施における品質や販売状況、また、経費やCO₂排出量の削減効果等を検証し、平成29年秋頃に入札を予定している有料指定袋製造分からの本格実施について検討します。

【参考】地球温暖化対策におけるバイオマスプラスチックの位置付け

1 国

COP21 で採択されたパリ協定等を踏まえ、平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出削減対策・施策として、バイオマスプラスチック類の普及を位置付けている。

(対策評価指標：国内出荷量2030年度197万t、2013年度実績7万t)

2 本市

現在、改訂作業中の京都市地球温暖化対策計画において、具体的取組として、「有料指定袋へのバイオマスポリエチレンの活用」を位置付け、石油由来のプラスチックの焼却に伴うCO₂排出量を削減するため、原料に植物由来であるバイオマスポリエチレンを活用した家庭ごみ有料指定袋の製造・販売を試行実施し、その効果を検証したうえで、活用の拡大に向け検討していくこととしている。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

